

令和4年度中に策定、変更予定の県の計画等について

1 滋賀県地域防災計画の修正

(1) 概要

県は、国の防災基本計画に基づき地域防災計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。(災害対策基本法第40条)

本県では、危機事案ごとに「風水害等対策編」、「震災対策編」、「事故災害対策編」、「原子力災害対策編」の4編を作成している。

(2) 修正について

毎年度検討を行い必要な修正を行っており、本年度においても国の防災基本計画の修正や、災害教訓等を踏まえ修正を行う予定。

(今後の予定)

年度末の滋賀県防災会議で修正を予定

(参考)

令和3年度滋賀県地域防災計画の修正

【主な修正項目】

- ・災害対策基本法の改正を踏まえた修正
(避難情報等の変更、高齢者など避難行動要支援者の個別避難計画の作成など)
- ・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正
(コロナ自宅療養者に対する情報共有など)
- ・災害の教訓等を踏まえた修正
(熱海市の土石流災害を踏まえた修正、雪害対策に係る連携強化など)
- ・その他最新の取組等を踏まえた修正
(防災への女性参画や多様な性に対する視点の強化、死者・安否不明者等の氏名公表など)